

○議長（一條 光君） 通告9番、16番伊藤 淳君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔16番 伊藤 淳君 登壇〕

○16番（伊藤 淳君） 個人情報の保護に関する法律の扱いと運用についてと題し、お伺いをいたします。

日常行政サービスの活動はもとより、災害救援など、その行動をスムーズに行うためには、事前に情報を知り得ていないと活動できないことや、一定の職責を有する立場の人には周知してもらい必要があると思いますが、その際の個人情報保護法の解釈の仕方での対応が全く変わってしまうと思います。町はどのようにして個々の情報を管理し、運用をしているのか、その取り扱いに関してお伺いをするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 一通り細目も読んでいただけますか。

○16番（伊藤 淳君） 列挙した下の独居老人対応等々のことですか。

これは独居老人の対応、各地区居住者の把握、行政サービスを行う際の情報の取り扱い、各種訓練などへの対応、さらに災害救援前の情報の管理というようなことで、これ5項目だけを列挙しましたが、まだほかにもたくさんありますので、質問の中でお伺いをしていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 個人情報保護の取り扱いには、これは非常に安心安全なまちづくりという中でも重要な点でございますので、ご質問いただいたことに御礼を申し上げたいと思っております。

5点ご質問がありました。5点のご質問にお答えする前に、加美町の個人情報保護に対する基本的な考え方をまずお話をしたいと思います。

平成17年4月に、個人情報保護法が施行されまして、加美町といたしましても同年7月、個人情報保護条例を制定したところでございます。町長部局や、教育委員会などの実施機関が保有している個人情報の開示、訂正、利用の停止などを請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取り扱いをすることにより、町政の公正で適正な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的としたものでございます。本条例は、個人の権利、利益、その他の権利を保護するため、個人情報の収集、利用及び提供、管理など、個人情報の取り扱い全般にわたって適切なルールを定めたものであります。情報化が進む中、個人情報の漏えい、あ

るいは悪用等に巻き込まれるということがございます。個人の権利や不利益に対する不安を感じている方々も当然いらっしゃるわけです。町民の皆様にご安心していただくためにも、条例を遵守し、職員一人一人が町民の大切な個人情報に適正、安全に管理すること。また、情報の取得や利用に際しては、これまで同様、細心の注意を図り、取り扱ってまいることが大事であると考えておりますし、そのようにしてまいりたいと思っております。

そういった基本的な個人情報に対する考え方、取り扱い等を踏まえて、第1点目の独居老人の対応についてお答えをいたします。

町では平成18年度より、包括支援センターにおいて、町内に居住する高齢者だけの世帯、ひとり暮らし高齢者、高齢者だけの世帯と、日中のみ独居となる高齢者で民生委員が気になる方、緊急時の支援を希望される方も対象に高齢者実態調査を行っています。この調査は、民生委員が対象世帯を訪問し、調査の内容を説明しながら、本人の同意を得た上で、緊急時の連絡や、かかりつけの医療機関を記入していただき、その情報を民生委員と保健福祉課及び各福祉センターで共有しながら管理しており、同意をいただいた世帯には、緊急連絡表を作成し、配布しております。

また、今後、寝たきりの方や、障害者の方などが災害等の緊急時に、安否確認や避難等の支援を受けられるよう災害時要援護者登録制度の実施に向けて準備を進めているところでございまして、今年度中に本人の同意をいただいた上で、行政区ごとに要援護者台帳を作成し、来年度から町と行政区の自主防災組織で情報を共有し、進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の各地区の居住者の把握についてでございます。地域に居住する住民の方々の名簿を登載した加美町防災台帳を平成21年度より各行政区に配備しております。この台帳は、毎年6月中旬における住民基本台帳を基に作成しているもので、住所、氏名、生年、性別の情報が記載されています。この配備については、平成20年7月に、加美町個人情報保護審査会に諮問し、公益上必要と判断して、情報提供に至った経緯がございます。なお、毎月転入、転出、転居というものもございます。住基の異動状況についても適切な防災情報を確保する上で、各行政区長さんにお知らせをしているところでございます。

3番目の行政サービスを行う際の情報の取り扱いについてでございます。行政サービスを行う上で、個人情報を取り扱う際は、条例の規定により取り扱う事務を開始しようとするときに、あらかじめ町長に届けることとしております。個人情報収集の制限についても規定をされております。原則として、思想、信仰、信条等に関するものは収集してはならないとされておま

す。利用、提供の制限についても規定をされております。個人情報、原則として実施機関が、当該実施機関以外に提供することを禁止しておりますが、法令等に定められたときなど、合理的な理由がある場合に限り、利用や外部への情報提供を認めております。具体的な例を申し上げますと、敬老会のご案内、あるいは乳幼児事業関係などの事務を遂行する上で住基情報を所有している町民課以外のところで住所や生年月日などの個人情報を必要とする場合には、個人情報目的外利用等届けを町民課に提出し、情報の提供を受けるといった事務手続になっております。

4点目の各種訓練等への対応についてでございます。町の地域防災計画においては、災害時要援護者については、プライバシーの問題があるため、事前に情報を共有することは難しい面がありますが、災害発生時には付近住民の協力を得て、援護者の安否確認、救出、避難等を行うことというふうに明記されております。先ほど、独居老人についてもお答えしましたが、災害時要援護者登録制度について、今後福祉担当部局及び災害担当部局等が連携し、速やかに要援護者対策の全体計画を策定し、自主防災組織や関係団体等の協力を得ながら、各種訓練や災害時への対応に当たっていききたいというふうに考えております。

5点目の災害救援前の情報管理についてでございます。国では、平成22年11月に、個人情報の保護に関する法律の目的や取り扱いの周知徹底を図る目的で、4種類のリーフレットを発行しております。その中で、民生委員、児童委員の活動のための情報提供の取り扱いが示されております。まず、民生委員、児童委員は、特別職の地方公務員とされているため、個人情報の第三者提供の制限の例外と考えられるということが述べられております。さらに、民生委員、児童委員には、当然のことながら、守秘義務が課せられていると。そして、民生委員、児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があると明記されております。また、東日本大震災を受けて、高齢者や障害者等の要援護者の見守り活動において、行政と区長、民生委員、児童委員との連携強化が求められており、宮城県からも各自自治体に対して、適切な情報の提供について配慮願いたいという旨の通知が出されているところであります。このことによりまして、本町でもことしの6月に、民生委員、児童委員の方へ、担当地区の住民の世帯構成がわかる住民防災台帳を配布したところでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） この個人情報の保護に関する法律に関して、私は別に法律家でもないし、法の解釈論争をしようということで質問をしたわけでもないのですが、今、日常

の行政業務をやる上において、今出ました区長だったり、あとは民生委員さん等々が知り得る情報並びに知っておかなければならない情報というのが、せんだっての総合防災訓練の際に、非常にマイナスに作用した経緯があったわけです。というのは、どこにどなたがお住まいで、どのような状況かということが全然わからないパターンがありまして、それで、例えば独居老人に関しても、事前にこういう訓練がありますよということ自体が伝わっていなかったという現実がありました。ですから、当然、民生委員は守秘義務を持ちつつ、地域の民生のために働きになるということは周知の事実でありますけれども、せめてその地域の区長さんがその民生委員と同等までいかななくても、情報として把握できていれば、もうちょっと円滑な行動なりとれるのではないかと感じたもので、法律の縛りがありますから、これは罰則もありますし、そういうことがあるんですけれども、そこら辺のところを町自体、町長の理念である協働のまちづくりにも絡めて、コミュニティーをもうちょっと表情豊かなものにするという意味でも、この情報の共有化というものがあってもいいのではないかというふうに考えるわけです。そこら辺のところは、あくまでも法律ですから、これは違反すれば罰則もありますし、それを前提にお聞きしているのでありますけれども、そこら辺の見解はいかがでしょう。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

今町長が述べられた回答の中で、行政区長並びに、民生委員さんの情報を町から提供する情報につきましては、区長さんのほうには防災台帳という形で提供させていただいております。その防災台帳の中には、先ほど町長が申し上げた、もちろん個人情報に係るものですが、保護審査会のほうにお諮りした中で、住所、氏名、それから生年、それから性別までの情報が提供されております。その中で、介護関係はもちろんあれなんですけれども、独居住まいとか、家族の構成までは区長さんのほうには情報はされております。それと同じ資料なんですけれども、民生委員さんのほうに提供させていただいておりますので、そういった情報を持ち寄って、防災訓練のほうに生かしていただく形には差し支えないというふうには感じております。

それから、情報の共有化ということで、全ての皆さんにコミュニティーという形で情報を提供することにつきましては、今言った限られた特別職の公務員の職責の方には今言った情報としては提供されているので、全てという形には今の法律上は難しいのではないかというふうに判断しております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 要するに一般の住民皆さんがという意味ではなくして、限られた特別な

職責を持つという人たちに限ってという話でありますので、そこら辺誤解のないようにお願いしたいと思うんですけれども……。

それで、この法律の地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、該当個人情報を保有する目的を勘案し、その保有する云々ということで、法律第11条の条文に、自治体としてこうやってやりなさいよということがありますけれども、第三者への提供については第23条にそれは細かく書いてありますね。例えば人命に関するものだったり、例えば財産の保護であったり、公衆衛生の、要するに児童の取り扱いの問題だったり、それはもうご存じだと思いますので、あえて……、それを前提にお話をしているというわけでありまして……。たまたまそのまた前に戻るんですけれども、町の行政のもろもろの事業を運営する際に、例えばその情報を非常に過剰反応をして、ガードし過ぎることで起きる弊害というのが実際あり得るという事例もたくさんありますし、実際そうなのかなど。先ほどの防災訓練の場合もどこさ、「じいさんひとりで住んでいるかわからないから、助けに行くっていったって行かないね。訓練でもそれなのに、実際起きたらどうするのか。みんな見殺しですか」みたいな話がちょっと出たものでね。それで事前に情報を持ってという話であって、それだけではなくして、例えば、大きくこの情報の管理にそれをやる際に、大きく3つ、例えば私が考えるところでありましてけれども、町の税の関係、税の徴収の関係ですね。情報を要するにガードして、どこの誰が何を払わないと。それは担当の方々がみんなご存じだと思うんですけれども、そういう問題と、あと、今言った災害の対策、救援の問題、さらに、今個人の財産の空き地とか空き家の対策でもって、それをスムーズに円滑に町の行政でかかわっていく際に、歯どめになっていて、なかなか邪魔しているといったら、法律ですからおかしいんですけれども、踏み込めないという点があるのではないかという思いなんです。

具体的に、先ほどから言われている空き地とか空き家対策に関しては、この土地はどなたがお持ちで、誰のものかもわからないというようなときに、空き家が1軒あるところで子供たちがたばこの火をいたずらして、ぽんと投げ捨てて火事が起きたというようなことで、地域の区長さんなり、何なりは、非常にそれも事前に片付けておきたいんですけども、どこに誰さ、何を言ったらいいかわからないというようなところで、個人情報です。わかりませんというような問題だったり、例えば先ほど申し上げましたけれども、町税、その他の税に関する滞納の処理の問題、住民税もそうですし、これは税務課でお持ちの書類、税務課ではみんなお持ちだと思います。あと、例えば上下水道、この滞納の問題は今度上下水道でその住所なり何なりお持ちだと思います。町営住宅に関しても、これは町民課でお持ちでしょうし、国保税に関し

ては保健福祉課の範疇でありますし……。

この間の子供たちのいろいろ緊急連絡網のどうのこうのって、今度は学校単位の情報ですね。これは言ったら切がなくて、それぞれで管理をしているんですけれども、例えば1つの例として、災害時の救援活動に際して、例えば危機管理室ではどのような管理の仕方をしているのか、この個人の情報に関してですね。そこから、指示、命令を出すのには、どこの誰がどうだといったときには、今度は保健福祉課の動けないおじいさんとおばあさんとの連動はどこでどうやってとるか。これ、各課ごとに個人情報ですから出せません、わかりませんということになると、なかなかやりにくいことがたくさんあるのではないかと。そのためには、お互いの共有の、共通の情報の意思の共有化というか、情報の共有化、そこら辺が必要ではないのかという話なんです。そこら辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 詳しくは担当課から説明させていただきますが、この個人情報の取り扱いというのは、もちろんこれは慎重に行わなければならないと。一方では、特に災害時の際に、人命にこれはかかることですから、適切な事前に情報の提供をしかるべき方々にはしておく必要があると。また、その方々がその情報をもとに、適切な支援活動を、これは行っていかなければならないというふうに思っております。現在、先ほど総務課長もお話ししました、私も答弁したように、住民防災台帳というものを区長さん、あるいは民生委員等にお渡しをしておりますから、その情報に基づいて各自主防災組織でどのように動くかという、いわゆる運用の部分、これも非常に重要になってくると思います。現在、ほとんどの行政区で自主防災組織はつくられておりますけれども、次の段階はやはりそういった情報をもとにして、具体的に誰がどういった形で、どこのところに行って、情報を伝えるとか、あるいは避難所へお連れするとか、そういった具体的な、より実践的な訓練というものが必要になってくるんだろうというふうに思います。また、先ほどのご質問について危機管理室のほうからさらに詳しくお話しさせていただきます。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 危機管理室長、お答えいたします。

先ほど、訓練の場合のそういった方々への対応ということでございます。

やはり一番は、各自主防災組織のそういった方への対応、あるいは防災教育ですかね。その辺がやはり一番大切なと感じております。この間、総合防災訓練を行いましたけれども、その場でも、今回は主に避難訓練を主体に行いましたけれども、それを行う、事前にそういった

防災教育のための知識を習得するための知識を普及するための説明会と、そういったものも大切なということ考えております。

それから、各種訓練への対応ということで、先ほど町長がお話しいたしましたけれども、やはり一番災害時の要援護者を把握するための登録制度、これをいかに確立するかということも大切なと思います。それで、これも先ほど町長がお話ししましたとおり、今年度中にそういった要援護者対策の計画を策定いたしまして、それで来年度から登録制度も活用して、対応に当たるということでございますので、そういった形で進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） たまたま、個人的な地域の話になるんですけども、私が居住するその地域では、独居の老人の方もいらっしゃいますし、空き家も空き地もあります。それで、月に一度、地域パトロール、地区の役員を2班に分けて、毎回巡回をして、防災なり、あとは人命、人員の把握なりということをやっているのでありますけれども、個人の家まで行って、「おばんでがす、何してました、元気ですか」って毎日に行けないんですね。たまたまそれを民生委員さんの仕事であったりするものだから、今度民生委員さんから、どこの地区にどなたが、どういう状況でお住まいですかということで、「いや、だめです。守秘義務あるから教えられないんでがす」って。「万が一地震が来たときに、あんた1人でこのおじいさん、おばあさんのことをみんなたがくんですか、できねすっぺ、手分けしねばいけねべっちゃ、そのための情報をとっているんだから、教えらいん」「だめだめ」って、それを何回か繰り返して、やっと教えていただくようになって、少なくともその情報は区長は把握しろということで、たまたまうちの場合は、そういうのが、私がそういう立場にあるものだから、そういうことを言えたんですけども、ほかの地域ではそういう人たちがいない場合は、万が一今事が起きたらどうするんだということで、あしたつくとか、いつつくるという話でなくて、明日にでもすぐそれがないと、どどんと起きたときには大変なことになるし、役場の職員さんたちだけでは、対応できないと思うんです。それこそ、職員さんもそういう状況になれば、今度職員さん自身の家族も守る必要があるでしょうし、職域以前にまず、自助、おのれをまず自分で守って、自分が元気になれば、次は共助ですか、隣の誰かということで、あとは全体ということになると思うんですけども、そういう現実論をもうちょっと煮詰めたらどうなのかなという気がしておりました。

今言ったように、今一番問題になるというか、すぐ考えられるのはやっぱり防災の云々とい

うことでは危機管理室長がもう指導してやらなければいけない。まさにもう1つは、保健福祉課長、要するに認知の方、動けない方、あとは精薄の方であったり、あと身体不自由の方であったりとか、そういった方々をもこういった立場で見なければいけない。そのときはやっぱり限界があると思うので、そういう情報は逆に悪徳業者にダイレクトメールで物を売れということではないですし、これは、ちゃんと法律でも、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合ということで、自治体がとるべき、あれは例外規則としてうたってあるので、そこら辺を逆利用して、余り保護法そのものに過剰反応をすることなく、もうちょっと法律に抵触しない範囲って言えば非常に曖昧なんですけれども、そこら辺のところもやっぱり我が町として準備しておいてもいいんじゃないかと。そういうふうにあります。

ですから、早速これは今月末だとか、10月にするとかじゃなくて、明日にでもこうだよということやれるような体制というのは非常に迫られているとか、必要な感じがしています。そこら辺のところを何度も申しわけないですけども、もう1回、どういうふうに対処しますというようなことでお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この災害時の要援護者の支援というものは、個人情報保護との兼ね合いということもこれは大事なことだと思いますし、それからもう1つは、今議員が共助と言いましたけれども、普段のおつき合い、実は自助、共助、公助のほかに、最も大事なものは近所だというふうな意見もあるわけですけども、やはり近所づきあい、こういったものが私は非常に重要なんだろうなというふうに思っております。ですから、幸い、加美町はそういった地域のきずなというものがまだまだ厚いものがあるというふうに思っておりますので、ますますコミュニティ活動等を通して、あるいは日ごろの議員のような活動を通して、コミュニティのきずなを強めていくということが、まず何よりも大事な点だろというふうに思っております。

また、県のほうからもさっきお話したように、この震災を受けて、適切な情報の提供に配慮してもらいたいというふうな通知も来ておりまして、それでもって我が町でも防災台帳、区長、民生委員等に配布しておりますから、やはりそのところは、あとは皆さん信頼関係のもとに、必要な情報を共有し、いざというときに必要な方を援助すると、支援するというふうな形で対応していただきたいと思っております。

また、自主防災組織に関しては、先ほど申し上げましたように、組織はしたものの、地域によっては恐らく余りいざというときに、適切な動きがとれないというところもあろうかと思っておりますので、このあたりは組織率が何%というだけじゃなくて、自主的にいざというときに動け



るような体制のための先ほど危機管理室長も申し上げたような、勉強会とか、そういったことも含めて町としても支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） ちょっと今の町長と同じなんですけれども、今議員さんがおっしゃっている内容が、やはり全国的な問題として今議論されておまして、それで、国ではことしの6月に、災害時における個人情報の第三者提供に関する調査ということで行っておりました。それで9月にその調査書が出てきておまして、やっぱり個人情報の改正をした自治体も、それに伴ってあるということの調査は出ておりました。調査は98団体を調査して、改正したのが7団体だったんですけれども、同じような問題が、例えば情報の提供を求められた自治体が、団体から、例えば公の機関、警察とか消防関係は問題はないんですけれども、その他のボランティア団体とか、それからあと、被災者の支援をする団体とか、もちろん社会福祉協議会等、そういった災害時に支援をするという、例えば電力とか、ガス会社とか、そういったところに、情報提供を求められたという団体が、自治体が結構ありまして、それに伴って、情報を提供しなかったところもあるんですけれども、提供したという自治体もありまして、全体的な調査といたしましては、国のほうでそれをガイドラインを作成して、持っていくべきだという結果として、国の動きが出てくるのではないかというふうな調査の結果ということでございました。済みません。追加でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） まさに今総務課長がおっしゃられるように、やっちはみたんですけども、実際それを運用するとなると、非常に不備が出てきていると。であるからして、その運用に関しては、もうちょっと精査をして、いろいろやらなければいけないよというような、そういう指針というのはいろいろな団体からも示されているわけで、まさに今総務課長が言われたような実態がこのような質問を生むわけですよ。ですから、そこら辺のところも勘案をしていただきたいということなんです。

ちょっと蛇足なんですけれども、私、ちょっと個人情報に関してせんだっての震災以降、どういものなのかなと考えたときに、あるところに行って、古川地区に行きましたら、個人情報の認識というんですか、非常におかしな例というんですかね、聞いた話なんですけれども、交通違反で切符切られたらしいんですよ。それで切って、住所と氏名とかって、交通違反といつても、ちょっとした軽度の違反らしいんですけれども、それを切った警官から住所と名前とかいろいろ聞かれて、全部チェックして終わって、「はい」ってよこしたら、「これは個人情報

報なので、慎重に扱ってくださいね」って、その紙を返されたってわけです。自分が違反したのを、「俺違反した」だの言うわけでもないべし、そういう程度の認識というか、これは警察がどうだという話ではないですよ。そういった個人情報というものに対する認識がそういうものであると。はあということで、私もちょっとフッフってというような感じがしたもので、そんな程度なんですよ、個人情報なんていうのは。

ですから、何度も言いますが、昔、そんな情報なんていうのは、「隣のおんちゃん毎日おら家さ来ている」と、「2段目のあそこさ酒入っているから出せ」とか、「4段目のたんすの中さはあそこの何ぼの通帳入っている」とかって、そこまでコミュニティーって、昔豊かでしたよね。それが崩壊してしまって、こんな情報がどうだこうだって、ガードを張って、「だめだだめだ」って、結局コミュニティーの崩壊を招いている。それを逆行する流れをあえてこの加美町でつくれというようなことを申し上げたわけでありまして。以上です。質問を終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、16番伊藤 淳君の一般質問は終了いたしました。

通告10番、12番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔12番 米木正二君 登壇〕

○12番（米木正二君） 私は大雨、洪水対策ということで、この1点に絞って質問をいたしたいと思っております。

昨年、3月11日に発生した東日本大震災は、甚大な被害とともに、想定を超える災害に備える必要性を強烈に我々の心に刻み込んだのであります。この大震災を契機として、地震、津波対策への関心が高まってきております。また、昨今の奄美地方や、九州大分県日田地方で見られるゲリラ豪雨のような局地的集中豪雨による被害から水害への危機管理意識も高まってきているように思います。最近では、地球温暖化の影響でしょうか、雨の降り方も変化してきております。台風も強大化する傾向が強く、災害リスクも高まりつつある中で、本町では、防災計画や洪水ハザードマップを策定し、その対策を講じているということではありますが、防災力向上のための取り組みについて伺いたいと思っております。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） まずもって、米木委員には大変御礼を申し上げます。8月に開催された韓国総領事杯パークゴルフ大会、350名を超える多くの方においでいただきました。大変両国間ぎくしゃくする中で、すばらしい大会になったと私は思っております。心から御礼を申し上

げます。

ご質問の本町の防災力向上のための取り組みについてでございます。災害検証を踏まえたこの地域防災計画の見直しということが第1点目でございます。6月18日に東北大学と契約を締結しまして、現在島田先生を中心として作業を進めております。6月定例会で関連予算を議決していただきましたが、本年度とそれから来年度の2カ年で防災計画を作成することになっております。これが第1点目でございます。

第2点といたしまして、東日本大震災、これの反省を踏まえまして、8月5日、町内全域で総合防災訓練を実施いたしました。各自主防災組織におきましては5,280人という多くの町民の皆様方にご参加をいただきました。町組織における町職員の招集訓練、それから災外対策本部の開催、自衛隊やボランティア友の会の協力による炊き出し訓練、避難所の開設訓練、そして災害ボランティアセンターの設置などの訓練なども実施いたしました。議員の皆様方にも、議会災害対策委員会を設置し、ご参加をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

3点目といたしまして、防災備品の配置に取り組みました。東日本大震災復興基金交付金、これを活用いたしまして、本所、支所、各福祉センター6カ所に発電機、投光機等を配置させていただきました。また、そのほかのところにも同じような施設、設備を配置したところでございます。

4点目といたしまして、7月17日に、石油商業組合加美支部と協定書を締結させていただきました。これはガソリン等の燃料を優先的に供給していただくための災害支援協力協定でございます。

そして、5点目といたしまして、エリアメールの導入、現在はNTTドコモのみでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、ことしじゅうにau、ソフトバンクも使用できるように今準備を進めているところでございます。

以上、これまで実施した防災力向上のための取り組みについてご説明させていただきました。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） ただいま町長から取り組みについて答弁があったわけでありましてけれども、防災計画の見直し、さらには防災訓練の実施、防災備品の配備、さらには石油商組合との災害協定、5番目には緊急速報というようなことで、どちらかと言えばソフト対策が主の取り組みなのかなというふうに思います。順序を追って質問をしたいと思っておりますけれども、防災計画はやはり今想定外のことが起きているわけでありまして、当然見直す必要があるだろうというふうに思います。そういった観点から質問をさせていただきたいというふうに思います。

今9月を迎えまして、これから台風のシーズンが到来するわけでありませけれども、台風がもたらす主要な災害には、この辺では関係ありませんけれども、高潮、あるいは強風、大雨などがあります。スーパー台風の風速は国内で発生する竜巻と同じ程度の強風であるというふうに言われております。温暖化気候で発生する多くの台風は、大雨をもたらします。2004年の台風23号は、雨台風で死者が100人近くに達しましたが、このときの最大降水量は500ミリということであります。ちなみに1ミリの雨を身近なものにとえますと、畳1畳に約一升瓶1本分の量が1ミリの雨だそうであります。100ミリということになりますと、実にドラム缶1本分の量になるということでございます。

そこで、総合的な治水対策や防災対策においては、堤防やダム、河川の整備といったハード対策とハザードマップを初めとする自助、共助の確立に向けたソフト対策が両輪とされております。そこで、まず、ハード対策について伺いたいと思います。

まず最初に、ダムの整備計画についてであります。ご案内のとおり、ダムにはさまざまな役割がありますが、洪水調節機能を有する漆沢ダムは既にもう供用を開始しております。しかし、大雨が降りますと、ダムがあるといいましても、河原の河川敷内の畑や公園など、冠水することがたびたびございます。一方、筒砂子ダムにつきましては、鳴瀬川水系河川整備計画に基づき、宮城県が建設を予定しているダムであります。また、田川ダムも同様の整備計画に基づき、国土交通省が建設を予定しておりますけれども、なかなか先行きが見えないということでもありますし、民主党政権になりましてから、コンクリートから人へというような政策で、八ツ場ダムの問題に見られるように、検証が今進んでいるわけでありまして、おそらく筒砂子ダム、田川ダムについても今宮城県として検証が行われているんだろうというふうに思いますけれども、まず、今後の見通しについてお伺いいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

議員さんご質問の筒砂子ダム、田川ダム、議員さんもお存じのとおり、検証作業が進められておりまして、昨年まで第3回目の検証が済んでおります。それで、昨年の年度末までに4回目を開いて、大枠の検証結果というものを出すという約束がありましたけれども、まだ延び延びになりまして、まだ4回目の検証の結果というものをまだ開いていない現実がございます。それで、今のところ、国も県も宮城県の場合、ここは筒砂子ダムと田川ダム、2つのダムがありまして、その2つのダムを一緒になって検証するという作業が複雑といいますか、なかなか難しい検証をしているということでございます。間もなく、国、県もその検証結果を示してい

くということを言っていますので、その場を待っている状況でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） 検証につきましては、4回目の検証が行われていないということでありまして、ちょうどことしの2月だったと思っておりますけれども、この場で、鳴瀬川総合開発調査事務所の所長さんがおみえになって、我々議会に対して、田川ダム、筒砂子ダムについて説明があったわけでありまして、それで資料も示されたわけでありまして、これまでの検証の中で、これは検討の場ということで、構成の市町の首長さんがその委員になっているわけでありまして、その中でさまざまな意見が出ております。やはり総じて言えることは、やはりこれまで培ってきた歴史的な経緯、何十回にもわたる協議を得て、ダム建設が必要であるとの方向を示したというようなこと。前の加美町の佐藤町長もそのような話をされておりますし、大崎市長についてもやはり今さら検証というのはおかしいのではないかというような話もされているわけでありまして、猪股町長になってから恐らくこの検証の場の協議というのは行われていないというふうに思いますが、町長、その辺の考えはどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ご承知のとおり、政権が交代しましてから、ダムありきではない治水、利水ということをやっております。現在、河川環境ということも含めて、検証しているところでございます。そして、このダムに関しては、先ほど課長が答弁したように、同じ水系に2つのダムの計画があると。それも片や県、片や国という非常に複雑な、これは全国ではここだけらしいんですね。ですから、非常にここの検証がおくれているというふうに聞いております。この流域の首長の会議でもこの必要性、ダムの必要性、2つ必要かどうかという場合は別ですが、ダムの必要性というふうな共通認識は持っております。

それと、県の土木部のほうでもダムはつくるという非常にかたい決意を持っておりますので、そのような方向で、一番洪水対策等も含めた治水を考えた場合に、生態系への配慮とか、これは当然必要なことではございますけれども、一番は安上がりな対策だというふうなことを県のほうでも国のほうでも言っております。ただ、現実問題として、恐らく2つのダムがつくられることはないだろうなというふうな感触は得ているところではございますが。ぜひこれは特に漆沢地区の方などは何十年とこのダムの計画に翻弄されて、それがいわゆる人口の流失につながっているという状況でありますから、これは引き続き、私も何度もお願いしておりますけれども、県に対しても、国に対しても、早く結論を出していただくように働きかけていきたいと思

います。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） 町長の今の答弁で大体理解をしたわけでありますけれども、やはり地権者の思いということもございまして、さらには住民の安全安心を担保するためにも、やはりこれから町長が検討の場に出席をし、意見を求められた際には、やはり早急に整備をしていただきたいというような、そうした考えを強く述べていただきたいなというふうに思っております。それでは次に行きますけれども、次に、河川改修についてであります。

洪水対策としては、やはり河川の改修、非常に大事であるというふうに思っております。全て加美町の河川につきましては、多田川、名蓋川は県の管理というふうに伺っておりますけれども、その2つの川のこれからの整備計画はどうなっているのか。そのことについてお伺いたします。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

まずご質問の鳴瀬川改修につきましては、この間の大震災に伴いまして、主に沿岸部の堤防が相当な被害に遭っております。その復旧、復興に5年で終りたいという計画を持っております。国の管理区間としては三本木大橋までなんですけれども、そこでも堤防の断面が計画断面になっていない堤防があるということで、河床の掘削なり、堤防の腹付けをという改修の計画を持っているようでございます。

また、ご質問の多田川、名蓋川でも改修計画につきましては、宮城県で管理しておりますけれども、多田川ブロック河川整備計画というものが平成13年度に策定しております。その中では、多田川につきましては、多田川の直轄管理区間は大崎市なんですけれども、そこから4,300メートル上流の河道掘削と堤防の腹付けを計画している。

また、名蓋川につきましては、多田川の合流地点から、国道347号の橋まで、直下まで、高川橋までの4,100メートルも同じく河道掘削と堤防の腹付けを計画しております。

おおむね30年間の計画で計画書は作成されておりますけれども、現実はまだまだその河川改修が下流から整備している関係上、加美町のこの河川改修計画はまだ実施されておられません。

それで、今後の計画と申しますけれども、先ほど申し上げました宮城県でつくりまして、宮城県社会資本再生・復興計画ということで、土木行政の中でこれから5年間の整備計画をつくりまして、復興に努める計画がつくられております。その中で、作成する時点でもこれらの多田川、名蓋川の改修をこの計画に盛り込んでほしいという働きかけをしましたがけれども、現実

は、沿岸部からの復旧、復興が最初だということで、この5年間の計画にはのっておりません。それで、土木事務所の考え方は、今現在ひどいところ、土砂が堆積しているとか、そういった場所を維持管理の計画の中で、河床整理をしていきたいということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） 今、建設課長から多田川、名蓋川の整備計画について説明があったわけでありすけれども、あそこの国道347号の高川から三本木まで全て2つの川の整備計画があるということですが、30年計画と今聞きまして、これはちょっと大変な年数を要するなという思いをいたしました。ご案内のとおり、多田川につきましては、かつて町村合併する前に中新田町、古川市、三本木町で期成同盟会を設立して、東北地方整備局や、宮城県に対して要望活動を展開してきたところでありす。しかしながら、堤防の浸食、あるいは護岸が今あられるというような、そうした被害もたびたび出ております。

さらには、名蓋川につきましては、5月の豪雨の際にも、堤防の越水があったということでありすし、これも頻繁に起きております。また、住宅の床下浸水も起きております。特に宮城線、狼塚から国道457号に抜ける宮城線、あそこの北側、いつも堤防を越えて名蓋川の水が越水をするわけでありまして、あそこも冠水の常習地帯になっております。

さらには、下の下狼塚あたりも、やはり水がいつもあふれ出るというような状況でありまして、我々としては一刻も早く改修をしてほしいということでありすけれども、町の対応というのは限度があるものかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 建設課長が申し上げたとおり、なかなかこの下流域の整備が優先ということでありすから、5年以内の多田川、名蓋川の河川改修というのは、今のところなかなか難しいのだろうというふうに思っておりますけれども、引き続きこれは県のほうにお願いをしてまいりたいと思います。

この町としてできることはやっていきたいというふうに思っております、特に今いろいろな箇所をご指摘されたわけですが、特に住宅が密集している前田地区、これも根本的には名蓋川の河川改修が必要であるんですが、やはりこの雨が降るたびに、あの地域の方々是非常に不安に陥る。夜も眠れないという状況ですので、これを何とか町でできることから始めたいというふうに思っております。6月定例会でもご質問にお答えをしたんですが、水害予防対策委員会を5月に設置いたしまして、これまで3回の会議を開催いたしました。その結果、前田地区の雨水対策に関しては、短期的、そして中期的対策の2段階で取り組むということで、短期的

対策につきましては、常設の排水設備を設置することとし、関連予算につきましては、本議会の補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、中期的対策としては、公共下水道事業の雨水処理事業によりまして整備する計画としております。これから県、国と協議を進めてまいりたいと思います。

また、もう1カ所、木伏工業団地ですね、今回5月に水害に見舞われましたけれども、既に答弁をしたように、連絡体制というものをまず整えたということでございます。そのほか、これは前田にも木伏工業団地にも……。〔「前田については、次に質問すると思ったんだけど、先を越されてしまったので、ちょっと待っていて、これについては」の声あり〕

町ができるということで今お話ししたところです。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） 前田については、次に質問しようかなと思って用意していたんですが、私はあくまでも多田川、名蓋川のことについてまず伺いたかったわけでありましてけれども、そして、前田地区の冠水、浸水対策についてちょっと、先を越された部分もあってちょっと質問しづらいのでありますけれども、質問をしたいと思います。

5月3日、4日、17日ということで、雨で冠水をしたということでありまして。これまで議会の中でたびたび前田地区の冠水については議員から質問をされております。特に6月定例会では、木村議員から詳しく質問されて、いろいろ取り上げられたわけでありましてけれども、今町長のお話しのとおり、今議会の補正予算で常設排水設備設置工事費300万円計上されております。さらには、これからの計画として、町長のお話しのとおり、下水道事業の雨水処理計画があるということでありましてけれども、これらについて説明をいただければと思います、詳しくお願ひします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変失礼しました。

なかなか町としての対応といいますと、多田川と名蓋川につきましては、具体的に町がどうこうするということがありませんものですから、前田住宅の対策についてお話しさせていただきました。大変失礼いたしました。詳しくは建設課長、あと上下水道課長のほうから説明をさせていただきますけれども、1点だけ私からお話をしたいのは、今、毎回消防等にお願ひしまして、職員も出て、土のう積みをしているわけですね。とてもとてもこの土のう積みでは対応できない。木村議員なんかは毎回、あと一條議員なんかにも出ていただいているんですけど



も、対応し切れないという点がございます。また、今回の木伏工業団地のこともございますので、先般の水防訓練でタイガーダムというものを皆さんにご紹介したわけですが、これは木伏工業団地にありますSRGタカミヤというところが輸入販売をしているものですが、このタイガーダムというものの購入、そして設置、いわゆる土のう、いわゆる砂袋にかわる浸水防止資材として、タイガーダムの購入も検討しております。これも今回の補正予算に計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、詳しくは担当課のほうから説明をさせます。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長です。

先ほどの質問の名蓋川とか、多田川の改修の要望につきましては、引き続き県にお願ひして、陳情を重ねまして、なるべく早く計画を実行してもらいたいということで要望を続けたいと思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えしたいと思います。

雨水計画のことについてなんですけれども、実は、この公共下水道、中新田処理区なんですけれども、中新田処理区につきましては、分流式の公共下水道でありまして、汚水と雨水は別々に処理する計画になっております。それで、昭和61年度から計画を進めていますけれども、汚水のほうですね。汚水の整備を先行してきて、整備してきた経緯がございます。それで、今年度でおおむねの汚水の整備が完了すること。それから、先ほど来町長も危機管理室長もお話ししているように、前田住宅の大雨による冠水対策ということで、急遽雨水計画を進めるということで、今現在考えております。

それで、具体的なスケジュール等につきましては、今後、県と詰めるような形になりますけれども、あくまでも予定なんですけれども、来年、平成25年度に事業認可を県のほうを通じてヒアリング等を通じて、事業認可を取得しまして、平成26年度から事業を実施したいというふうに考えております。それで、あくまでもこの事業費の規模によりますけれども、平成26年度から3カ年から4カ年、それぐらいの工期で進めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 危機管理室長、お答えいたします。

私のほうからは、前田住宅の短期的対策ということでお話しさせていただきます。

先ほど町長からもお話しありましたとおり、町の水害予防対策検討委員会、これは3回ほど

開催させていただきまして、関係課長さん方で現地なども見ながら、対応を検討いたしました。その結果、短期的対策といたしまして、これまで業者さんをお願いいたしまして、その都度排水設備、排水ポンプを設置して排水していただきましたけれども、これにかわる常設のそういった排水設備を設置いたしまして、対応するというので、これが先ほど米木議員からお話がありました今回の補正予算で上げております300万円という工事費でございますけれども、そういった内容で短期的対策ということで取り組ませていただきます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） ただいま前田地区の雨水計画について、それから排水設備設置について答弁があったわけでありまして、雨水計画については、平成26年度から実施をしていくということで、これは非常に期待が持たれるのかなというふうに思います。それまでの間は、排水設備で強制排水をしていくということになりますけれども、ご案内のとおり、あの地域は城生・羽場からどっと水が集まってきて前田に流れてくるということで、排水する川としては北江川ということになりますけれども、強制排水しても果たして北江川がのみ込めるだけの流量があるのかどうか非常に心配なわけですし、そこに流すのはいいですけども、今度は下流でまた冠水が発生しないのかなというそういう心配もあるわけですけども、その辺大丈夫なんでしょうか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

議員さんもおわかりだと思っておりますけれども、今までの前田地区の地形状況を見ますと、あたりの用水、排水の水位よりも、今地盤高が水の天場より低い状態、どうしても通常の用排水路に堰を張ると、その水位よりも今の道路の水路の天場がいっぱいだと。それ以上の雨が降ると、どうしても道路が浸水するような地形の状況でございます。調整池みたいな形になっているわけですね。それを排除するためには、やっぱりどこかにその水を強制排除しなければならぬということで、先ほど危機管理室長が答えたように、強制排除する方法しかない。近くにある大きな河川といいますと北江川しかないということです。実際に今までの状況を見ますと、あれは用水路兼用になっていきますので、上流側から来る水は、上のほうで門扉で堰きとめます。用水路は空っぽの状態になりますけれども、羽場、城生からの水の降りようでは、その水路がいっぱいになる可能性があります。まして北江川下流側、名蓋川に注いでいきますけれども、やっぱりその水が雑式の目とか、あっちのほうに、田んぼの冠水するような場所に行きますので、万全な対策とはなり得ないと。ただ、住宅地ですので、公共下水道の雨水対策で、

都市計画区域の中の宅地の雨水は下水道計画で処理するという事なので、それで対応するしかないのかなど。先ほど議員さんからも質問あったように、名蓋川の改修を急いでもらう方法しか最終手段はないのかなど思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） 今の建設課長の答弁である程度は理解はできるわけでありましてけれども、雨水計画が完了するまで、あんまり被害が起きないことを願うしかないのでありますけれども、前田地区の冠水については以上で終わりたいというふうに思います。

次に、ソフト対策についてということでありましてけれども、まず、前段に、議長、通告をしておりますけれども、この整備計画に、防災計画に学校教育における防災教育という項目がありますので、教育長にちょっと質問させていただきたいと思いますが。

○議長（一條 光君） 質問を伺って判断させていただきます。

○12番（米木正二君） そうですか。

この防災計画の中で、学校における防災教育という項目がございます。教育委員会では、防災教育に必要な機材、資料等の整備に努めるとともに、指導に当たる教員等の指導力向上のために必要な研修を行うということでありまして、さらにはこの学校の小学生、中学生に対しても防災教育を行うというような、そうしたことになっておりますけれども、その辺について現状、どんな感じが伺いたいと思います。

○議長（一條 光君） 基本的には通告外ですけれども、質問の重要性、そして元議長さんの質問でもありますので、教育長。

○教育長（土田徹郎君） 眠気をすっかり払拭されました。

ご質問ということですが、学校における防災計画ということについてというふうなことでございますが、学校において安全教育という分野がありますが、これを3つに分けますと、交通安全、それから防犯、そして防災というふうに一般的に分けられているわけですが、特に防災ということについてお話しさせていただきます。

それで、まず、昨年の東日本大震災というふうなことで、学校での防災というのがいきなりクローズアップされ、そしてまた非常に大事なものであるというふうなことだったわけですが、そこで、大分教訓から危機管理マニュアルの見直しとか、防災計画の見直し等が非常に大きくなってきました。3月の第1回の定例会で、ご質問がありましたが、特に避難訓練とか、その辺でのことでの改善、充実というふうなことからお話をさせていただきたいのですが、やはり避難訓練をその後、例えば普通であれば、年に2回ぐらいだったものが、それが数回、またも

っと多くということになってきているとか。それから、さまざまな予告なしでの訓練、それから学級そろっていないで、例えば休み時間とか、ばらばらに子供たちがいるときの避難訓練ということも大分充実してきております。

また、子供たちが帰宅できない。それで、引き渡しというふうなことにつきましても、PTA等の協力を得て、それぞれの園、学校でやっております。

それからまた、避難経路、避難場所、これについても、1カ所、あるいは2カ所ぐらいの想定というふうなことで計画がありましたが、さまざまな避難経路から避難場所、いろいろと想定する。第1、第2、第3ぐらいまでの災害に応じた避難場所とか、その辺の設定とか、やはり危機管理マニュアルということの改善が進んでおります。

また、今年度から県内全小・中・高等学校に、防災主任の設置というふうなことがありました。それで、防災主任については、防災計画、防災教育、これを中心に進めていくと。そしてまた、その防災主任でも市町村の1校に拠点校として防災担当の主幹教諭が設置されました。加美町では13校の中心として中新田小学校に防災担当主幹教諭が配置されております。この主幹教諭を中心に、防災主任が連絡協議会等を町でもつくっておりますが、それらで各学校の防災計画の充実というふうなこと等について情報交換等を行っている。それから、最近では、やはり地震だけではなくて、例えば集中豪雨等、これもあるわけですが、やはり学校だけの判断で、例えば通学路、冠水しているとか、四、五分で状況が変わってくるということで、特に防災担当には、町を初め、各関係機関との連絡等も大事な仕事として、これを担当するというところで、学校単独だけでは対応できないということで、その辺も強化しているということでございます。（「教育長、ちょっと後があるので、手短かに、申しわけないですけれども、時間が迫ってきているので」の声あり）

それからあと、特に防犯のあれでの「子供110番の家」などもありますが、これは不審者とか、体調を悪くしたとかだけではなくて、今後、登下校での気象の急変とかでも昨年度しっかりと更新して、見直しを図っているということで、活用をさせていきたいと。こんな状況でございます。

○議長（一條 光君） 再質問ですか。米木正二君。

○12番（米木正二君） 加美町の学校での防災教育について、しっかりとそういう防災教育を学校ではされているなというふうに思ったところであります。

ちなみに、県では、小学生を対象にした洪水ハザードマップの記載内容や、防災情報の入手方法について学ぶことができるパンフレットも作成しているということでありますから、それ

らパンフレットも活用しながら、例えば授業の中で取り入れてもらうとか、そういった方法もこれからいろいろ検討していただきたいというふうに思います。

次に移ります。次に、防災訓練についてであります。加美町は防災訓練を毎年実施しているわけでありまして、訓練のほとんどは災害が起こった後の訓練であるということでありまして、防火、防犯、救助、救急訓練ということでありまして、本当の防災訓練とは、災害が発生しないようにする訓練、あるいは災害が起こってしまえば手おくれというふうなことで、災害に遭わないように事前に準備する自然災害に対する知識を持ち、災害が発生しないように、災害に備えることが本当の防災訓練というふうに言われておりますけれども、それらを踏まえた今後の防災訓練のあり方についてお尋ねをします。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 防災訓練のことにつきまして、次の高橋議員さんからもちょっと同じ質問が出ておりますけれども、ことしは昨年中止しまして2年ぶりに実施いたしました。詳細につきましては、次の高橋議員さんのところで説明させていただきます。

それで、防災の予防の訓練というお話かなと思います。やはり予防につきましては、一番防災知識をいかに普及して、防災講話とか、防災を図るための講演会、そういったものを通して、皆さんに周知していくということが大切かなと思います。特に現在は、防災といいますと火災予防につきましては、皆さんの意識が高いかなと思います。また、加美町につきましては、そういった火災予防に対する意識は高いと思いますけれども、水害とか、あるいは地震、その辺に対する意識がまだまだ少し不足しているのかなということも考えられますので、そういったことを重点的に、防災予防のための講演会、そういったものを実施していきたいと思います。

なお、参考までに、10月28日、これは町の婦人防火クラブが主催になりますけれども、防災講演会というものを予定しております。これは小野田の文化センターの大ホールで実施いたしますけれども、参加対象は各自主防災組織、それから婦人防火クラブ、それから学校の防災担当者、消防防災担当の関係者ということでございます。ちなみに、そのときの講演をいただく先生につきましては、在日米軍司令部の予防課の課長さんということで、この方は総務省の講師とか、日本消防協会の講師、そういったことで全国そういった防災に関する講演を行っている方をお呼びして、防災の講演会を予定しているということでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） やっぱり防災訓練、これからのあり方というようなことで、今答弁をいただいたわけでございますけれども、やはり防ぐという観点に立って、防災訓練をしていただ

きたいというふうに思います。

それから、先ほど伊藤 淳議員への町長の答弁の中で話しされておりましたが、やはり近所づきあいというのが非常に大事だなというふうに私も思っております。やはり、なぜ阪神・淡路大震災のときに数多くの方が亡くなり、淡路島や同じ規模の中越地震、福岡で起きた西方沖地震で最小限の犠牲者で済んだというふうに考えますときに、やはり近所づきあいが片方であったからだ。大都市ではそういう近所づきあいがいないから、そうした人的被害も起きたというようなことが言われておまして、まさしくここ加美町においては、近所づきあい、今そういった自治会もありまして、そういう近所づきあいが行われているというようなことで、災害時にも非常にお互い共助の精神に基づいて、いろいろなことができるのかなという思いがありますが、一言でいいですから、町長思いをどうぞ。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員のおっしゃるとおりでございます。地域力、この近所づきあい、これを維持してくということ。そしてさらに、それに加えて、市民力という新たな支え合いの体制、こういったものも構築をしまいいりまして、一層災害に強いまちづくり、地域づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） 最後に、ハザードマップについてお尋ねをします。

伊藤由子議員の質問に対しまして、昨今のゲリラ豪雨等への対応に、このハザードマップはなっていないと、見直しをすると、町長は答弁をされました。このハザードマップ、加美町はこのように作成しておりますけれども、このハザードマップは全家庭に配布されておりますか。その辺をお尋ねします。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂安美君） 危機管理室長、お答えいたします。

このハザードマップにつきましては、初年度、平成20年に100部作りまして、あと平成21年に100部ということで、昨年2,000部ほどつくったということで、これにつきましてはまだそういった各家庭への配布ということではなくて、そういった防災の講演などの場合に活用させていただいているということで、全世帯への配布につきましてはまだ行っていないという状況です。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） 配布されていないということでありまして、これは非常に命を守

る上で町民がこの情報を知っておかなければ、やはり大変なことになるというふうに思いますね。そうしたことで、このハザードマップを全世帯に配布をして、やっぱり町民の意識を高めてもらうということと同時に、どこに避難したらいいのか、その辺をやはり情報を提供すべきというふうに思いますけれども、その辺、どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員のおっしゃるとおり、全戸に配布することは非常に重要だと思っております。この国、県から提供された情報に基づいたハザードマップでございますから、この加美町の過去の災害のこととか、あるいは現在の状況、こういったものも加味いたしまして、また、例えばこの高田地区の場合どこに行ったら、この2メートルから5メートルの増水になった場合に、避難をしたらいいかといったところも具体的にわかりやすく、これは作成した上で、全戸配布をしたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） この避難用ハザードマップと浸水予想区域図とは全く違うものと、別物というふうに言われております。本町の洪水ハザードマップには避難場所等は記載されておりますけれども、十分とは言えないというふうに思います。やはり学校区ごとなどの単位で、地図上に避難場所、あるいは避難経路、病院、公衆トイレ、消火栓、あるいは非常食の備蓄庫、防災品倉庫などを書き込んだきめ細かな避難用の防災地図を作成すべきではないかなというふうに思います。

ちなみに、ことしの7月に、私も議会で北海道の七飯町に視察に参りました。防災関係の視察でありました。その七飯町のこのハザードマップですけれども、こんなに大きいんです。非常に見やすいです。私どもの加美町のハザードマップ、本当に字が小さくて、本当に私ではちょっと眼鏡を外さないと見えない、逆に。やはりどうせつくるんでしたら、このようにお年寄りにもわかりやすく、子供たちにもわかりやすいような、こうしたハザードマップをつくられてはいかがなものかなというふうに思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 参考にさせていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 米木正二君。

○12番（米木正二君） 情報提供が不適切であれば、不用な安心感や、反対に過度な不安を与えることになるというふうにも思います。そうしたことで、洪水については、まだまだ町民の意識が高いというふうには思わないわけでありまして、やはりそうした町民の方々に意識を高め

る、あるいは理解してもらえるような、そうした町としての取り組みを期待して、質問を終わりたいと思いますが、最後に町長の決意のほどを……。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ハザードマップに関しましては、具体的な避難場所や関係病院等々の機関、そして、避難経路等も入れて、実際に町民がこれでもって安全に避難ができるように役立つものにしてまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、12番米木正二君の一般質問は終了いたしました。